

## 住民監査請求の受理及び陳述の実施について

浜松市監査委員は、地方自治法第242条第1項による住民監査請求を令和6年4月3日付けで收受し、同月11日に受理しました。

また、これに伴い、地方自治法第242条第7項及び第199条第8項に基づく請求人及び所管課職員の陳述を実施します。

### 1 請求人 A氏

### 2 請求人の主張する事実

新型コロナウイルス感染症対策用のワクチン接種に伴う令和3年度から令和5年度までの報酬（計5,825,253,893円。以下「本件報酬」という。）の支出について、次のとおり主張している。

本件報酬は、憲法、予防接種法、地方自治法、地方公務員法等に反する。

- ・ 予防接種法について、医師等が患者に対して説明を行わないまま接種を行っており、違法
- ・ 地方自治法について、上記の違法な接種に関して報酬を支払う違法な事務の処理は、無効
- ・ 地方公務員法について、職員が上記の違法な状態を放置し、そのままにしており、違法

### 3 請求人の請求する内容

本件住民監査請求では、監査委員に対して、次の措置を求めている。

- ・ 支出した全額の返還請求をすること
- ・ 同じような予防接種法違反が、100%起きないように、健康増進課が対策を講じること
- ・ 講じないのなら、名と不一致の「健康増進課」の看板を取り下げ、虚偽表記を改め、名と行為が一致する「健康後退課」又は「健康阻害課」とすること
- ・ 浜松市の監査委員は、地方自治法に認められている調査権を最大限行使し、適切に、公正かつ不偏な、どの浜松市民が聞いても納得できる監査を実施すること

### 4 陳述の実施

#### (1) 実施日等について

- ・ 日時：令和6年5月9日(木)

第1回 請求人

10時00分開始

第2回 所管課職員

11時00分開始

- ・ 場所：市役所本館8階 全員協議会室
- ・ 内容：第1回 請求人による請求内容とその補足説明及び監査委員からの質疑  
第2回 監査委員からの質疑

## (2) 一般傍聴について

- ・ 傍聴人の定員：各回10人
- ・ 傍聴の手続：陳述の傍聴を希望する一般傍聴人は、受付手続をしてください。  
この受付は、各回の陳述の開始15分前から開始し、先着順となります。
- ・ 注意事項：傍聴者受付に掲示する留意事項(資料1)を順守されない方は、退場していただくことがあります。

## (3) 取材を希望される場合について

- ・ 取材される場合は、当日、直接会場へお越しください(会場入り口の受付名簿への御記入をお願いします。)  
※会場の準備の都合上、事前連絡が可能な場合は御連絡をお願いします。
- ・ 撮影は、各回の冒頭のみ可とします。
- ・ 録音は、各回の陳述開始から終了まで可とします。

## 5 今後の予定

請求人の陳述、監査結果の決定を経て、住民監査請求の收受日の翌日から起算して60日以内(令和6年6月2日まで)に請求人への通知等を行います。

### 住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。